

青森県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に関するQ & A

(事業全般について)

問1 事業実施期間はいつからいつまでとなるのか。

答1 令和8年度の事業実施期間は、令和8年4月1日から令和9年2月5日までとなります。この間に事業を行い、支払いまで終える必要があります。

問2 交付申請は事業所ごとに行ってよいのか。

答2 交付申請や実績報告などは法人単位で作成して提出してください。

法人で複数の訪問介護事業所等の交付申請等を提出する場合は、各事業所分を法人でとりまとめて提出してください。

問3 訪問介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護だと、「訪問介護員等」の細かな定義が異なるが、補助対象になるのは、それぞれの基準における「訪問介護員等」に限るのか。

答3 経験年数が短い訪問介護員等への同行支援と、登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援を除き、補助対象をそれぞれの基準における「訪問介護員等」に限る必要はありません。

このため、特に研修体制の構築の支援など、ヘルパー資格を持たない事務職員を対象にすることもできるものの、まずはヘルパーを対象とするのが基本になります。

問4 本事業による補助金を、介護職員の賃金改善に充てることはできるか。

答4 非常勤職員や登録ヘルパーの常勤化のために必要となる経費に充てることはできますが、単純な賃上げに充てることはできません。

(研修体制の構築の支援について)

問5 補助対象経費はどのようなものか。

答5 補助対象経費については、次のとおりです。

- ・介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な研修カリキュラムの作成・見直しやキャリアアップの仕組みづくりに要する経費
- ・介護職員のスキルアップのための研修等の受講に要する経費
- ・職員の資質向上に必要な取組の経費として県が認めるもの

問6 どのような研修が対象となるか。また、どのような経費が対象となるか。

答6 本事業の趣旨に沿うものであれば、補助の対象とする研修の種類や対象経費については可能な限り広く解釈します。

また、研修カリキュラムの作成等に必要なアドバイザーや研修講師への謝礼、交通費のほか、研修の受講に必要な受講料、交通費、賃金、教材費等も含め、広く対象とします。

ただし、他の補助金等と重複することはできません。

問7 別団体等が実施する研修会に参加する費用を事業所が負担する場合の経費は補助対象となるか。

答7 別事業者が実施する研修会に参加する費用については、**事業所が経費負担する場合に限り**補助対象とすることができます。

問8 オンライン研修に用いるモニターを購入する場合など、補助金を用いて購入した備品等が、事業の目的外にも使用できる性質のものである場合、補助対象経費とすることができるのか。

答8 事業により取得した、価格が単価50万円以上の機械等の財産を除き、この補助金の交付の目的に反して使用することを妨げないこととしているため、補助対象とすることは可能です。

(経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援について)

問9 経験年数が短いホームヘルパー等とは、経験年数が何年までが対象となるのか。

答9 原則として、ホームヘルパー等として勤務した経験年数が1年未満の者です。

ただし、次の者は経験年数が1年を超える場合も対象となります。

- ・他の事業所等でホームヘルパー等として勤務した経験があるが、1年以上のブランクが空いている場合。
- ・外国人の方がホームヘルパー等として勤務する場合。

問10 雇用保険を結んでいない方や、訪問介護に興味のある方に現場を体験してもらう際に同行する費用等は対象となるのか。

答10 雇用契約を結んだホームヘルパー等に対する同行支援を想定しているため、雇用契約のない方の職場体験やインターンシップ等に対する同行は対象外です。

問11 単発バイトや短期間雇用の職員への同行は対象となるか。

答11 半年以上の雇用契約をした職員への同行支援を補助対象とします。

問12 先輩ヘルパーが同行支援を行ったことをどのように判断するのか。

答 12 サービス提供記録やシフト表から確認します。具体的には、

- ・ サービス提供記録のサービス提供者が、経験年数の短いホームヘルパー等であること
 - ・ サービス提供記録に、先輩ヘルパーが同行し指導したことが記載されていること
 - ・ シフト表上で、両者がサービス提供時間に勤務していること
- などにより総合的に判断します。

問 訪問介護事業所が障がい福祉サービス事業所の共生型の場合、障がい福祉サービスの提供分は対象となるか。また、総合事業の訪問型サービスはどうか。

答 いずれも補助対象外です。

（経営改善の支援について）

問 13 訪問介護等事業所が個別に事務作業を行うための臨時職員を雇用することも可能とあるが、指定申請や報酬請求等を行うための事務員等の雇用に係る費用も対象になるのか。

答 13 指定申請や報酬請求等を行うための事務員等の雇用に係る費用も、本補助金の対象になります。

問14 コンサルタント事業所と契約するにあたり、1年分の年間契約を行い、補助対象期間外が含まれる場合、補助の対象となるか。

答14 支払のタイミングによって以下の通りとなります。

- ①事業実施期間前に1年分の契約金額をまとめて支払っている場合
事業実施期間前支払済み（事業実施済）となるため、補助の対象外
- ②毎月の分割支払の場合
事業実施期間分のみ補助の対象となる。
- ③事業実施期間中に1年分をまとめて支払っている場合
事業実施期間の事業については対象となるため、按分で補助となる。
(例) 令和8年1月～令和8年12月の年間契約で
契約金が30万円前払いの場合
補助対象期間：令和8年4月～令和8年12月の9か月分
補助額：30万円／12か月×9か月＝22万5千円
※委託料を令和9年2月5日までに支払う必要があります。

問15 法人全体のコンサルタント契約の場合、訪問介護サービス以外も補助対象になるのか。

答15 補助対象になるのは、訪問介護等のサービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所を含む）で、それ以外のサービスは対象外です。対象外サービスを含むコンサルタント契約の場合、あらかじめ契約の内訳等で訪問介護等のサービス分の費用を明らかにしてください。内訳が不明の場合は補助対象にできません。

問16 コンサルタント契約を結ぶ相手に条件はあるか。

答16 条件は特にありませんが、コンサルティング業者や社会保険労務士と契約することを想定しています。

なお、上記以外と契約することも可能ですが、契約相手として選定した理由を求める可能性があります。

（登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援について）

問 17 補助対象経費はどのようなものか。

答 17 補助対象経費の例については、次のとおりです。

- ・登録ヘルパー等が常勤職員としての雇用を希望する場合に必要な賃金等（法定福利費等を含む）の差額の経費
- ・登録ヘルパー等の離職に伴い、新たに常勤のホームヘルパーを雇用する際に生じる賃金等の差額の経費

問18 補助対象となるための勤務に係る条件はあるか。例えば、いつ時点で非常勤から常勤となったか、勤務した期間は何か月以上か、兼務かどうか等。

答18 勤務形態等に関する細かい要件は定めていません。

また、事業実施期間前に登録ヘルパーが常勤職員となった場合であっても、例えば賃金差の是正に係る費用といった、常勤化した後に継続的に生じるかかり増し経費については補助対象となります。

問19 事務職員として非常勤採用されている職員が、資格を取得し、常勤のヘルパーとなった場合は、補助対象となるか。

答19 補助対象となります。

問20 「登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援」について、事業実施期間前に辞めた登録ヘルパー等の補填のために、事業実施期間中に常勤職員を雇用した場合、補助の対象になるか。また、事業実施期間前に雇用した場合であっても、初回の給料の支払日が事業実施期間中の場合は補助の対象になるか。

答20 登録ヘルパー等の辞職の補填のために事業実施期間中に雇用した常勤職員については、補助の対象となる。ただし、登録ヘルパーの辞職から常勤職員の雇用までの間に、雇用形態を問わずヘルパーを雇用している場合には、補填とはいえないため対象外となる。

また、事業実施期間前に雇用した常勤職員については、給与の支払前であっても補助の対象外となる。

(小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援について)

問 21 補助対象経費はどのようなものか。

答21 補助対象経費の例については、次のとおりです。

- ・人材募集や一括採用、合同研修等の実施
- ・従業員の職場定着や職場の魅力発信に資する取組
- ・人事管理や福利厚生、請求業務等のシステム共通化
- ・物品調達の合理化のための共同購入の取組
- ・協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備

問22 「小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援」を申請する場合、事業者グループを構成する全ての法人がそれぞれ申請をする必要があるか。

答22 事業者グループの中から代表となる法人を定めた上で、当該法人が申請を行い、事業者グループ全体に対する補助金を受けることになります。

問 23 事業者グループの構成に条件はあるか。

答 23 条件は以下のとおりです。

- ①県内に所在する訪問介護事業所等であること。
- ②関連法人のみでの事業者グループではないこと。

(介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援について)

問 24 広報宣材の他にポスティング業者への委託費は補助対象となるか。また、ポスティングを自ら行うために必要な自転車や原付等の購入費は補助対象となるか。

答 24 広報資材のポスティングに係る委託費であれば補助の対象となりますが、自転車や原付等の購入費は、広報のために必要な費用であるとはいえないため、補助の対象なりません。

問 25 人材紹介会社等に対して支払う広告掲載に係る費用は補助対象となるか。

答 25 求人広告掲載に係る費用であれば「役務費」として対象としてよいですが、採用

された際の成功報酬であって社会通念に照らして著しく高額といえる場合は対象外とします。

また、補助対象となるのは訪問介護等のサービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所を含む）で、それ以外のサービスは対象外です。**法人一括で求人広告を掲載し費用を支払う契約の場合、訪問介護等のサービス分の費用が不明だと補助対象にできません。**

（人口減少地域等への訪問介護事業所のサテライト（出張所）の設置の支援について）

問 26 既存の訪問介護事業所を、吸収合併や吸収分割によってサテライトとする場合でも補助の対象になるのか。

答 26 建物や土地の賃借料が発生する場合や、職員の勤務にかかる交通費等については補助の対象となります。備品等については、訪問介護事業所として必要な備品がないと認められる場合のみ対象とします。

問27 訪問用自転車など移動手段の確保に係る費用の中に自動車は含まれるか。

答 27 自動車の購入は対象外ですが、原動機付き自転車は補助対象となります。

問 28 サテライトを設置する土地や建物等の購入は補助の対象になるか。

答 28 土地や建物等は賃借のみ対象であり、購入は補助対象に含みません。

問 29 サテライト設置後の一定期間の経営安定化の支援に係る経費の中には、サテライトの賃貸料の他にサテライト事業所の改修費は含まれるか。

答 29 含まれます。

問 30 サテライト設置は県内全域が補助対象か。

答 30 訪問介護事業所の設置状況から、**外ヶ浜町**、**西目屋村**、**新郷村**でのサテライト設置を補助対象とします。